

国民医療費

〈いみ〉

一国において、医療機関に対して支払われた医療費の総額をいい、国民所得と比較することによって国民経済における医療費の規模を表すことが

多い。我が国では医療費の範囲を傷病の治療費に限っているため、正常な分娩に要する費用、健康の維持・増進のための健康診断、予防接種等に対する費用、入院患者が負担する室料差額分、歯科の差額徴収分等は含まれていない。

〈たとえば〉

図1 国民医療費の動向

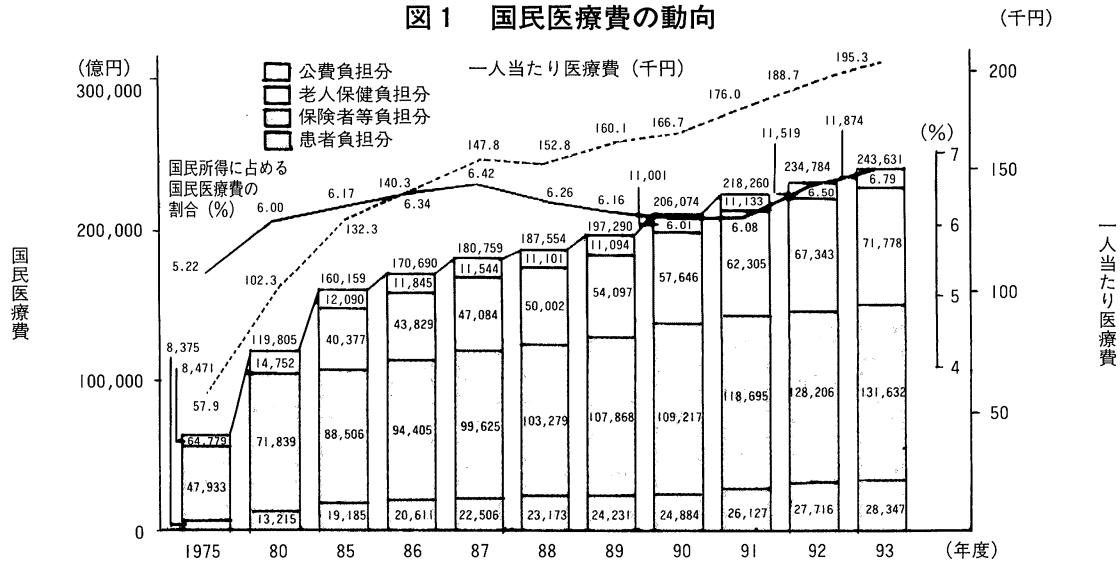
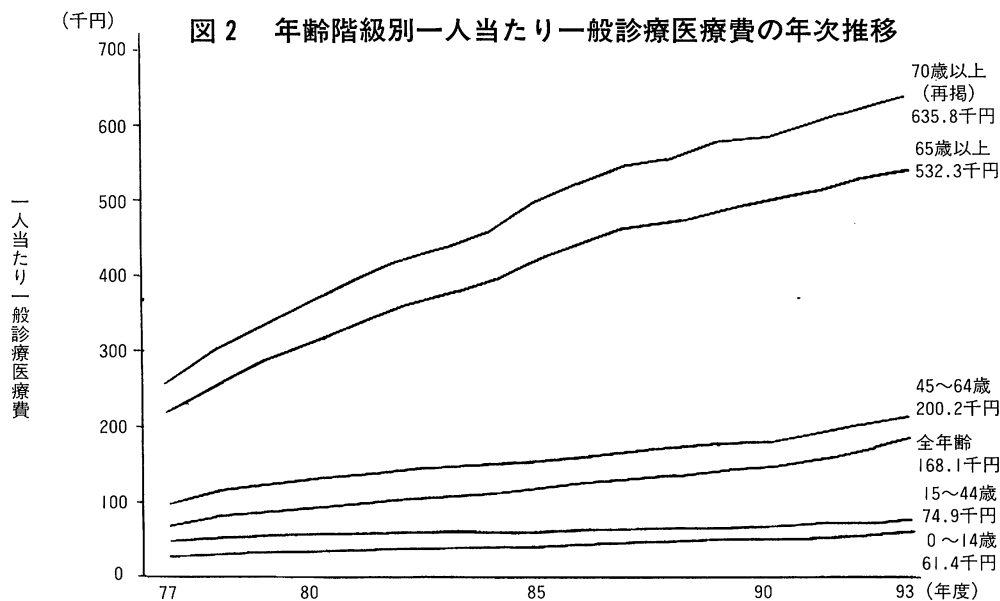


図2 年齢階級別一人当たり一般診療医療費の年次推移



⇒図1、2とも「厚生省国民医療費(93年度)」による。

〈かんどころ〉

1. 国民医療費の推移

国民医療費は70年代後半までほぼ毎年2ケタ台の伸びで増加し、以降伸び率は鈍化したものの、依然増加傾向にある。国民所得と比較すると、全ての国民がいずれかの医療保険制度に加入することとされた1961年度は、国民医療費は5,130億円、対国民所得比3.19%であったのが、93年度には24兆3,631億円、対国民所得比6.79%となっている。近年の伸び率でみると、83年度から90年度の間は国民医療費の伸びは概ね国民所得の伸びの範囲内であったが、それ以降は国民医療費の伸びが国民所得の伸びを上回って推移している。また高齢化が進むなか、老人医療費の増加率は国民医療費の増加率を上回って推移し、93年度には老人保健給付分が7兆1,778億円、国民医療費の29.46%を占めるに至っている（図1）。

2. 国民医療費増加の要因

我が国における国民医療費増加の要因としては、①高齢化の急速な進展に伴う老人医療費の増加、②医学、医療技術の進歩、新薬の開発によるコストの増加、③医療保険制度の充実による患者の自己負担率の低下、④診療報酬の引上げ、等があげられる。

3. 医療費の適正化

我が国の医療費は、近年では毎年1兆円程度の増加を続けているが、国民医療費を国民の負担に耐えうる適正な水準にとどめるため、効率的な医療供給体制を整備していく必要がある。

このため、国民医療費増加の最大要因ともいえる老人医療費適正化のため、「福祉元年」といわれた73年に発足した老人医療費無料化制度が見直さ

れ、老人保健制度の創設により、83年2月から老人医療費の一部有料化が図られた。

また、医療費を適正なものとするためには適度の自己負担を残しておくことが必要であり、それが「効率的福祉社会」にも通ずるとの考えから、84年10月から健康保険法が改正され被保険者本人の一割負担が導入された。

さらに、88年度からは国民健康保険における1人当たり医療費が他の市町村に比べて著しく高い市町村においては、医療費が高い要因を詳しく分析し、保険事業を健全に運営するための安定化計画を策定すること、並びに都道府県はこれらの市町村に対して必要な指導及び援助を行うこと等が義務付けられた。

このほか、保険の診療報酬明細書（レセプト）点検や医療費通知の充実・強化、保険医療機関等の積極的な指導や、医療、保健、福祉の関係団体との連携を取りながら、健康づくり、健康管理対策、地域医療計画の推進等、保険医療供給体制の効率化等を図る必要がある。

4. 今後の動向

人口構成の高齢化が進み、医療技術がさらに高度化することにより、今後ますます医療費の増加は避けられないものと考えられる。

医療費により国民生活の圧迫を招かないようにするため、医療機関は必要かつ十分に効率的なサービス、また行政サイドは医療保険等によるサービスの水準の向上と負担の公平化や関係機関に対する適正な指導と監督、国民は「自分の健康は自分で守る」という意識と自助努力が必要である。

※富山県企画部統計課「経済指標のかんどころ」より

平成9年全国物価統計調査について

1. 調査の目的

国民の消費生活において重要な支出の対象となる商品及びサービスについて、販売価格及び料金並びにこれらを取り扱う店舗の立地状況や販売形態などを幅広く調査し、価格の店舗間格差及び地域間格差、価格分布及び価格形成の実態を解明し、物価対策、地域経済開発計画等各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

2. 今回調査の特色

今日の価格破壊に見られるように、流通段階における流通経路の短縮化、メーカーとの直接取引など取引形態の多様化で流通機構が大きく変化し、ディスカウントストアなどの低価格販売を追求する小売業の新業態が急成長する中、建値制度の崩壊、オープン価格商品の拡大など、価格決定が小売店主導へと変化してきています。

平成9年調査では、小売段階における価格決定要素を解明するため、業態、立地環境等による価格水準の格差の解明に主眼をおいています。

3. 調査の期日

平成9年11月20日に実施します。

4. 調査の対象

(1)調査市町村

調査市町村は、人口が10万以上のすべての市並びに人口10万未満の市及び町村の中から選定した、671市町村において実施します。

(2)調査店舗

調査市町村にある小売店舗を、売場面積、産業分類及び店舗の業態により区分し、それぞれの区分の中から調査店舗を抽出し、全国で約15万店舗が調査の対象となります。

5. 調査事項

(1)店舗の基本的属性に関する事項

- ア 店舗の名称
- イ 業態
- ウ 販売の特性

- エ 従業者数
- オ 競合店について
- カ 広告の実施について
- キ 主な取扱商品
- ク 商品の主な仕入れ先
- ケ 立地環境
- コ 消費税の取り扱い

(2)商品・サービスの小売価格又は料金に関する事項

国民の消費生活において重要な商品及びサービスの中から約200品目を選定し、価格等を調査します。うち、約20品目については、調査日の価格（通常価格）の外、特売及び曜日別の価格も調査します。

6. 調査方法及び調査系統

指定された調査店舗に調査員が調査票を配布し、店舗の代表者等が所要事項を記入した後、収集する方法により行います。

なお、次の系統により実施します。

総務庁長官（統計局長）—都道府県知事—市町村長—指導員—調査員—調査店舗

7. 集計内容

次の事項について、全国、地方、都道府県、都市階級等の別に集計します。

- ア 消費者物価地域差指数
- イ 地域別の小売価格に関する事項
- ウ 店舗の基本的属性別の価格分布及び小売価格に関する事項
- エ 店舗の基本的属性別の通常小売価格及び特売価格の分布に関する事項

8. 結果の利用

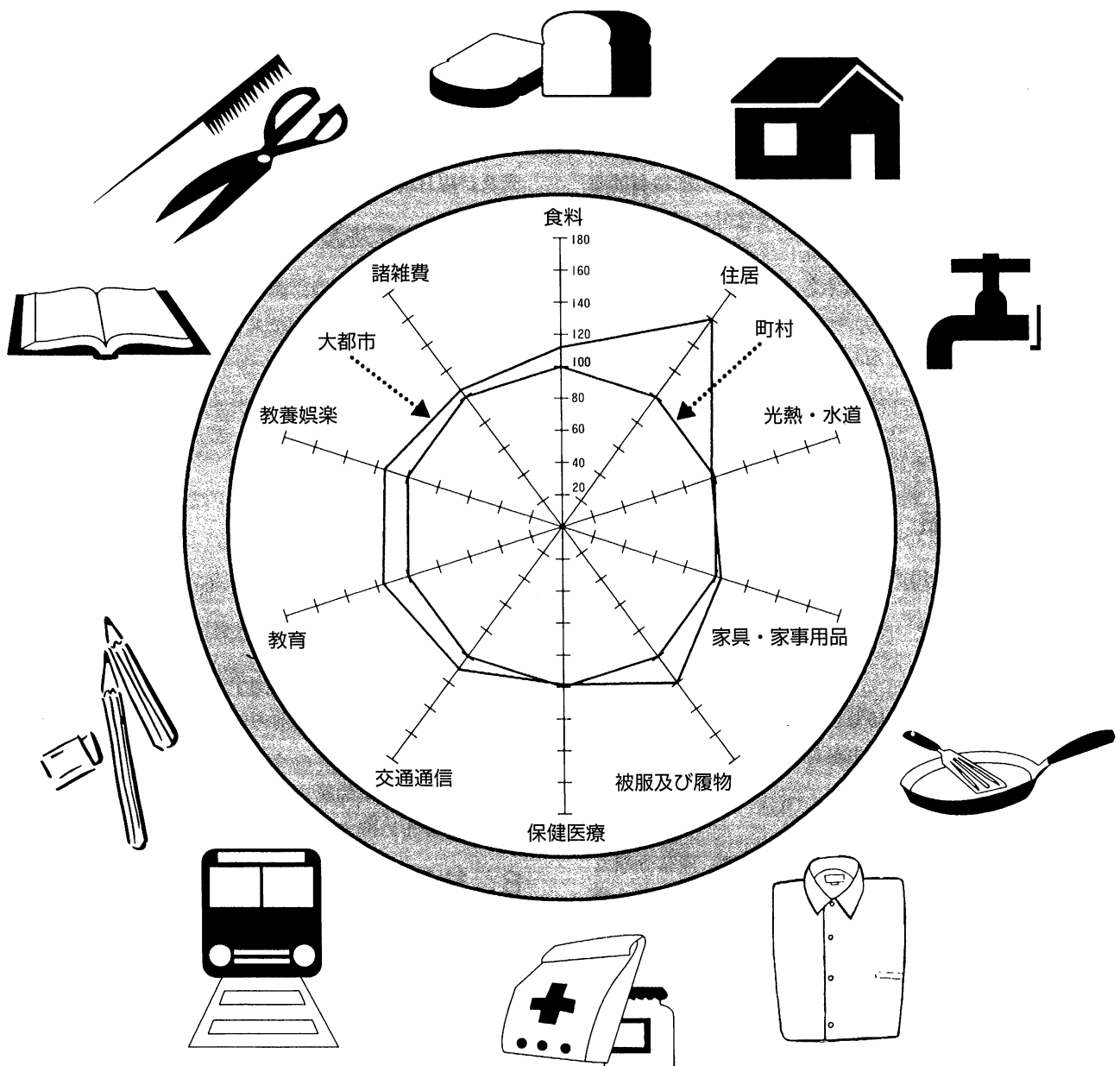
国や都道府県、市区町村はもちろん、研究機関、民間団体など幅広く利用されています。

- 物価対策を始め各種行政施策立案のための基礎資料
- 雇用対策事業、地域最低賃金等の算定のための資料
- 生活保護費等の支給額算定のための資料

全国物価統計調査の結果の利用

大都市と町村の物価水準（1992年）

町村=100



(備考) 1. 総務庁「平成4年全国物価統計調査」により作成。
 2. 大都市=人口100万以上の市（東京都区部を含む。）

経済企画庁物価局物価調査課

小泉 達 治

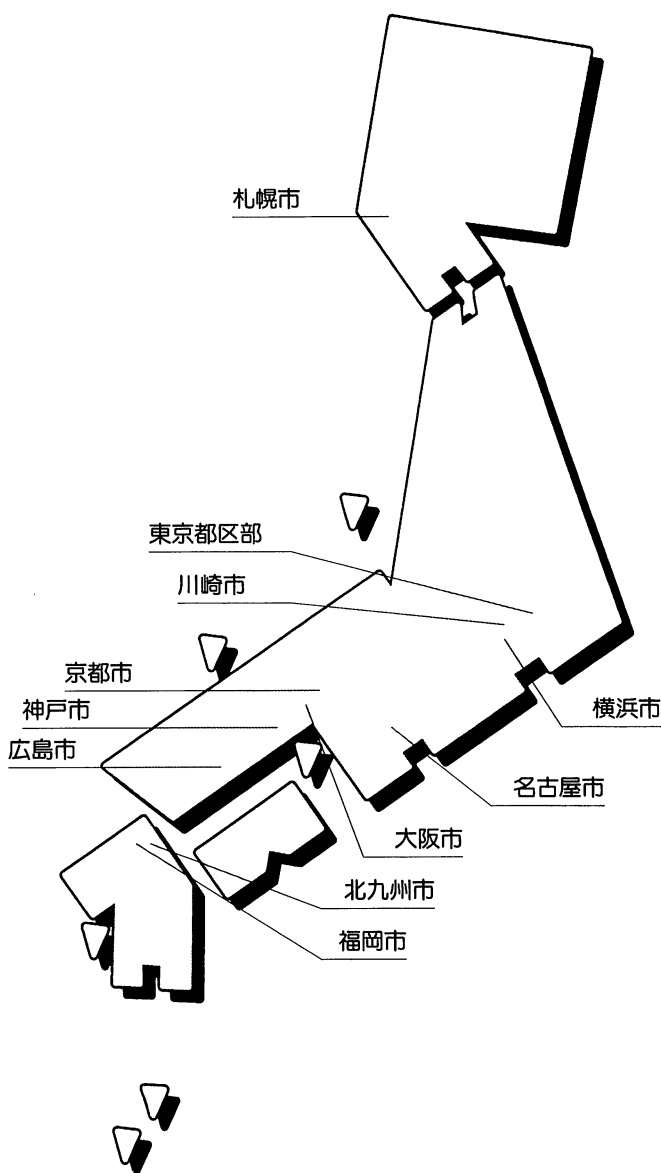
経済企画庁では、国内物価の地域間格差の状況についての調査を毎年行っており、全国物価統計調査は、この状況を分析するのに欠くことの出来ない重要なデータを提供しています。ここでは経済企画庁が毎年作成している「物価レポート」のうち国内物価の地域間格差に関する部分の概要を述べることで、全国物価統計調査の結果活用の一例を紹介したいと思います。

近年、海外旅行者の数が増大するにつれ、国内と海外の物価水準の格差、すなわち内外価格差が意識されるようになり、その是正が大きな問題となっています。しかし、物価の格差は国内と海外の間のみ存在するわけではなく、国内においても地域によっても物価水準は異なるのが現状です。経済企画庁では「物価レポート」において内外価格差についての分析の他に物価の地域間格差についての分析を毎年行っています。この中で最も基幹となる部分が、大都市と町村との価格差の品目分類別比較であり、主要品目分類別（10大費目）の比較は全国物価統計調査の結果から得られます。経済企画庁ではこの結果を用いて、町村の物価水準を100とした場合の大都市の物価水準を費目別に比較しています。（図参照）

この図から、光熱・水道を除くほとんどの費目において、大都市の物価水準が町村の物価水準を上回っていることがわかります。この原因としては町村に比べて大都市においては地価及び賃金水準が高いことから、店舗を構えて物品を販売したり、サービスを提供するためのコストがかさむことが考えられます。

また、1992年以降の地域間格差の動向は、費目別に大都市と町村の消費者物価指数上昇率を毎年分析することで補完しています。

経済企画庁では、これからも物価の地域間格差の状況についての分析を行っていきますが、その際に今後も全国物価統計調査の結果を活用していく予定です。



大都市=人口100万以上の市（東京都区部を含む。）

※総務庁発行「明日への統計'97」より

統計で社会をキャッチ 未来をウォッチ

—平成9年度「統計の日」ポスターの標語が決定—

統計思想の一層の普及啓蒙を図り、統計に対する国民の関心と理解を深めるため、国は10月18日を統計の日と定めています。

統計の日は、日本で最初の近代的統計である「府県物産表」に関する太政官布告が公布された明治3年9月24日（太陰暦）を現在の太陽暦に換算して、10月18日としたものです。
（昭和48年7月3日閣議了解）

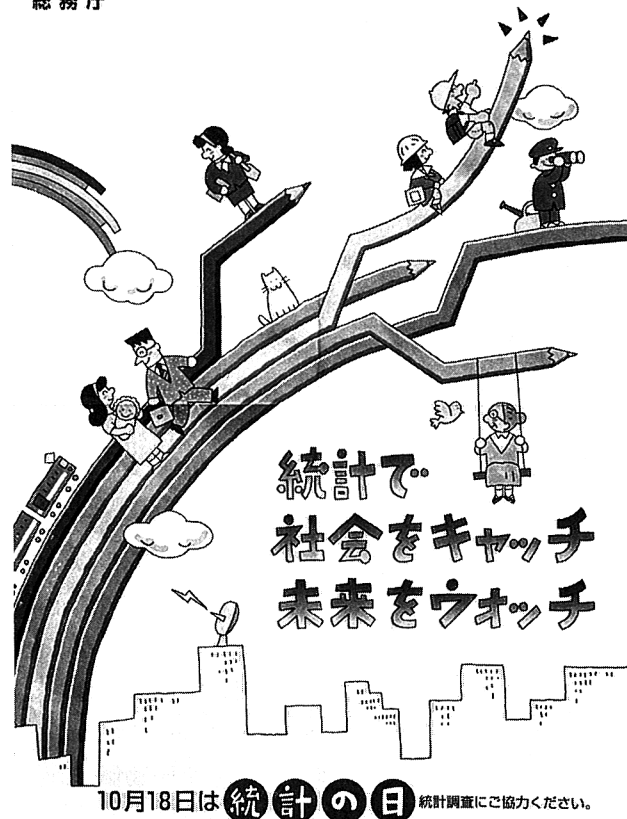
総務庁統計局では、「統計の日」のポスターに使用する標語について、統計局・統計センターの職員のほか、各省庁、都道府県及び市町村の統計担当職員並びに統計調査員から毎年募集しており、

本年は全国から2,687点の作品が集まりました。（内訳は、国が194点、都道府県が532点、市町村が353点、統計調査員が1,608点でした。）6月27日に「統計の日」ポスター標語審査委員会が開かれ、入選作品6点（特選1点、佳作5点）が決定されました。

なお、この標語は「統計の日」のポスターに使用されるほか、各種印刷物に使用され、統計の啓蒙活動に一役買うこととなります。

来年も更にすばらしい標語が集まることを期待するとともに、より一層統計に対する関心、理解を深め、統計の有効利用を促進していきたいものです。

総務庁



平成9年度「統計の日」ポスター

特 選

「統計で 社会をキャッチ 未来をウォッチ」

安 棲 繁 美さん (東京都足立区統計調査員)

佳 作

(五十音順)

「築こう つなごう 明日への統計」

飯 田 僚 子さん (東京都総務局統計部管理課)

「暮らしのコンパス 確かな統計」

工 藤 泉さん (石川県企画開発部統計課)

「情報はひらめき, きらめき, 未来のたまご」

三 船 修 也さん (農林水産省中国四国農政局勝山統計情報出張所)

「統計で 見えてくる わたしたちの社会,そして未来」

今 野 裕 子さん (郵政大臣官房財務部企画課統計企画室)

「みてみよう 数字が表す 日本の姿」

岡 田 祐 子さん (岐阜県山県郡高富町企画課)

いばらきの経済

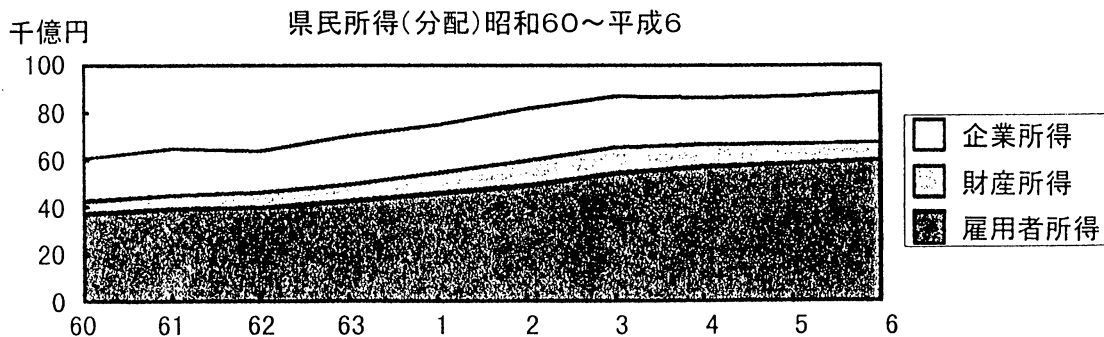
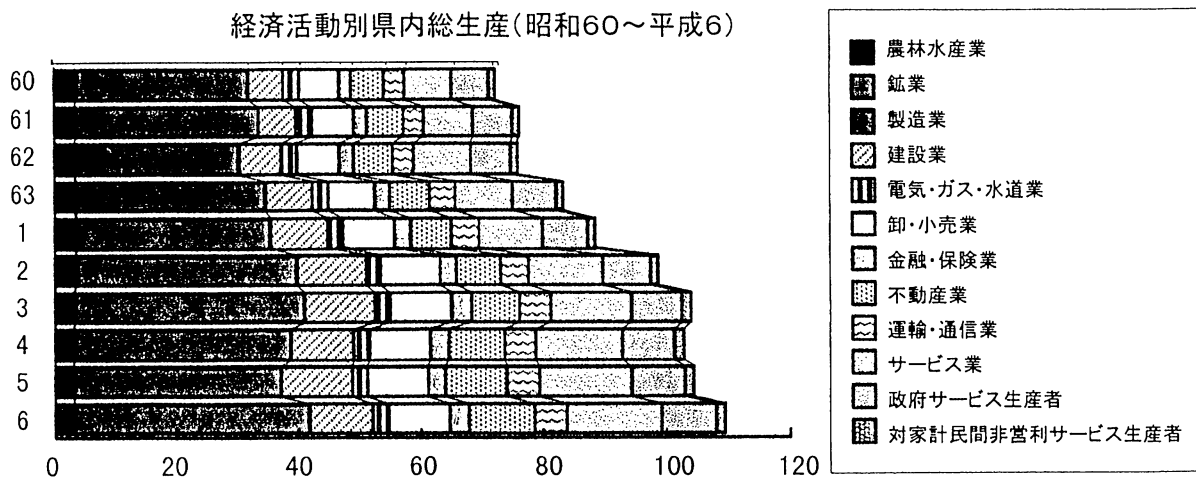
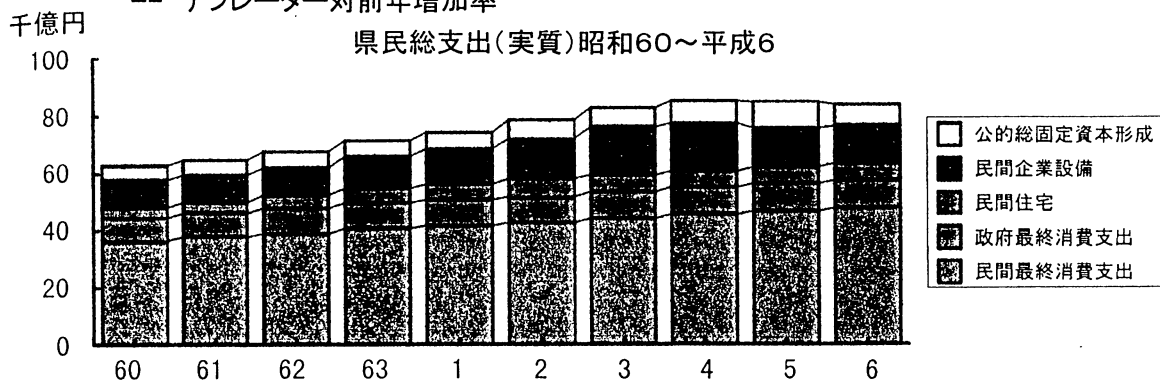
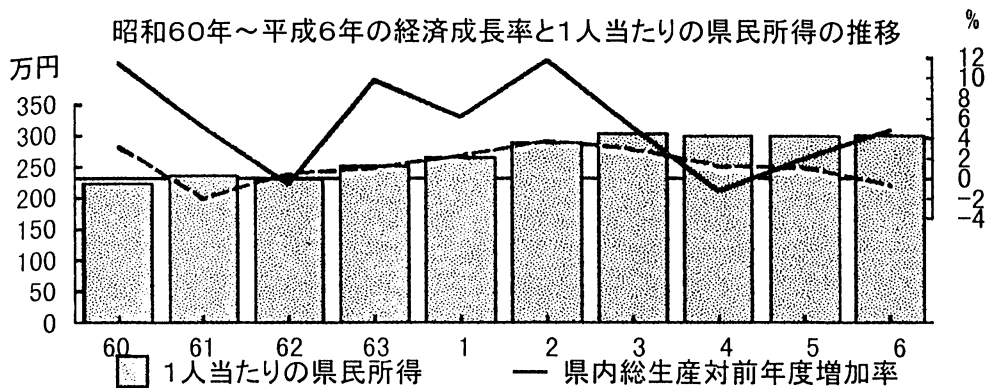
昭和から平成へ ～混迷する経済の時代

◆ バブルの教訓と問われる経済構造

我が国の経済は、昭和60年9月のプラザ合意以来の円高により輸出型産業が打撃を受け、以降昭和61年11月まで景気は落ち込みましたが、61年9月には1兆4000億円の公共事業の追加を総合経済対策により、62年5月には6兆円規模の緊急経済対策を打ち出すなどした結果、我が国の産業は内需主導型の成長へと方向転換し安定的な成長を遂げました。平成に入るといざなぎ景気以来の景気上昇局面といわれた平成景気を迎えました。設備投資、個人消費に牽引されているとされたこの長期に渡った好景気は実は「バブル」という虚像のいわば強引に歪められた経済局面でした。「バブル」は、株価、地価が経済の基礎的条件（ファンダメンタルズ）と整合的な水準を上回る高騰とその後の下落のことをいい、平成3年後半には景気が減速し、以降幾度と公定歩合の引き下げ等もそれほど効果を見せず、長い下降景気に突入しました。平成6年には長い景気調整を終えたとされましたが、平成7年には1月の阪神・淡路大震災とプラザ合意以来の急激な円高のために景気は足止めを余儀なくされました。その後も先行きの不透明感は拭えず、バブルの後遺症とされる負の資産や産業の空洞化といった問題が現出し、さらに株価の下落、規制緩和といった新たな問題が発生し、日本経済の構造自体が問われるようになってきています。

◆ 初めての低成長、揺れ動く本県経済

昭和60年につくばの科学万博を成功させた本県の経済は昭和61年から景気が後退し、昭和62年には県内総生産が初めて名目値で前年を下回るという下落を示しましたが、その後は平成景気とともに平成2年まで高い伸びを示しました。しかし、バブルの崩壊は本県の経済を急激に襲い、平成4年には県内総生産（実質）で△2.3%という未曾有の景気後退を経験した結果、昭和63年以来1人当たりの国民所得を上回っていた1人当たりの県民所得も同年国を下回り、バブル崩壊の影響の深さが伺えます。このように昭和50年代まで製造業を中心に右肩上がりの経済を継続させてきた本県はこの時期に初めて景気の波に揺り動かされるという局面を迎え、新たな経済構造を問われているといえるでしょう。



以上資料: 経済企画庁「県民経済計算報告(長期遡及推計)」
「県民経済計算年報」